

産業構造審議会地域経済産業分科会
工場立地法検討小委員会の公開について

1. 無記名の議事要旨を作成し、公開する。
2. 配布資料は、原則として公開する。
3. 傍聴については、小委員会の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
4. 小委員会開催日程については、事前に周知するものとする。
5. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについては、委員長に一任する。